

第7回政務活動費検討委員会委員会記録【要旨版】

日 時：平成29年8月9日（水）

午後1時15分から午後3時05分

場 所：議会第2委員会室

| 回 | 検討項目 | 確認事項等 |
|---|----------------------------|---|
| 7 | (1) 政務活動費の運用 における課題について | <p>1 按分の考え方について</p> <p>委員長より当該項目の前回までの協議内容について確認のうえ、前回までに現行の按分率から変更する旨の意見を出した会派から、改めてその考え方等について説明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・志翔会：按分率1/2以内に変更する案について、その考え方等を説明。 ・新政会：按分率1/3以内に変更する案を提示していたが、会派内で再度検討した結果、現行どおりの按分率1/4としたい旨の説明。 ・日本共産党郡山市議団：按分率の考え方の根拠が明確に示せないのであれば、自動車燃料費は政務活動費の対象外とする考え方もあるとの案について、その考え方等を説明。 <p>これに対し、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の取扱いは、相当なる論議と話し合いのもと決定されたものであると考えるため、それを尊重し、現行のままでよい。 ・政務活動費のあり方については、市民の理解を得られなければならず、現行の按分率1/4から、1/2以内に変更するというのは困難であるため、現行のままでよい。 <p><協議の結果></p> <p>現行どおり、政務活動1/4、議員活動1/4、私的生活1/2とすることに決定した。</p> <p>なお、議長へ提出する本委員会の報告書に、「按分率を社会経済情勢の変化に応じて臨機応変に検討できるような体制の整備が必要」との意見を付することに決定。</p> |

| | | |
|--|---------|---|
| | | <p>2 備品の耐用年数について (備品の耐用年数が、実態に合っていないのではないかという課題)</p> <p><協議の結果> 前回の委員会において、「現行どおり」との結論を得たが、なお、議長へ本委員会の報告の際に、「ICT化の進展等により今後も法廷耐用年数表に具体的な項目名が挙げられない新たな機器の導入等も考えられることから、法定耐用年数の改正等について国の動向を注視していく」旨の内容を併せて報告することに決定。</p> <p>3 新聞雑誌等購読料の取扱いについて (新聞について、日刊紙とそれ以外の新聞(農業新聞等)の整理が分かりずらいため整理する必要があるとの課題)</p> <p>課題として挙げた内容について、事務局より、例えば新聞雑誌等購読料の項目を新聞購読料と雑誌等購読料に分けた上で、日刊の新聞を新聞購読料とし、それ以外の新聞を雑誌等購読料と明確に区分するなど、その取扱いについて協議いただきたい旨を説明。</p> <p>これに対し、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日刊紙とそれ以外の新聞の区分を明確にするのは分かりやすくてよい。 ・項目を分ける際に、新聞購読料に(日刊)という文言を追加すると、市民から見ても分かりやすい。 <p><協議の結果> 「新聞雑誌等購読料」の費目を「新聞(日刊紙)購読料」と「雑誌等購読料」に分割し、日刊の新聞は「新聞(日刊紙)購読料」とし、日刊紙以外の新聞は「雑誌等購読料」として取り扱うことに決定。</p> <p>4 協議結果の適用時期について <協議の結果> 本委員会における検討結果の適用時期について、平成29年度下期分(10月1日)以降の領収書分から適用とすることに決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の領収書等のウェブ公開について、事務局より、8月10日から開始する旨説明した。 |
| | (2) その他 | |